

第 9 回

水上村農業委員会総会

議 事 錄

令和 6 年 (2024 年) 9 月 10 日  
水上村農業委員会

## 第9回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和6年（2024年）9月10日第9回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。（11名）

席番号	氏名	席番号	氏名
1	藤田円香	7	山本広樹
2	松田一洋	8	愛甲純一
3	藤原珠美	9	椎葉仁吏
4	内田真治	10	川内ひと実
5	尾前重徳	11	五家一久
6	那須利八		

1. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

席番号	氏名
12	川原隆治

1. 関係者の出席を求めたもの。

産業振興課長兼務農業委員会事務局長 田代 浩幸

1. 本会議の書記は次のとおりである。

農業委員会事務局 打越 理瑛

1. 会議議案は次のとおりである。

議案第25号 非農地証明の交付申請について

議案第26号 農用地利用集積計画の決定について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和6年9月10日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしくお願いします。ご着席ください。  
それでは会長、ご挨拶と総会の進行をよろしくお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。  
(会長挨拶)  
では、ただ今から令和6年第9回農業委員会総会を開会いたします。  
川原推進委員より欠席届が出ておりますのでご報告します。  
議事録署名委員を指名します。  
1番藤田委員、2番松田委員にお願いします。

それではさっそく議事に入りたいと思います。  
議案第25号非農地証明交付申請についてを上程いたします  
事務局より説明をお願いします。

事務局 説明いたします。  
2ページをご覧ください。  
番号1です。  
申請人は資料をご確認ください。  
土地の所在は、岩野水清谷にある土地5筆です。  
川内公民館の南西に位置し、8月7日に現地確認を行った結果、長年耕作放棄されたため農地としての復旧は困難な状態であるとして議決において不許可となり、申請人には非農地

証明交付申請の提出を教示いたしました。その後、改めて非農地証明交付申請として提出されたため、今回上程いたします。

台帳地目は田で現況は原野、面積は 合計 3,321 m<sup>2</sup>です。

申請理由といたしましては、耕作不適当等のやむを得ない事情により耕作放棄され、自然かい廃し、今後農地としての復元が困難であり、農地として利用される可能性がないということでこの非農地証明が申請されております。

資料 3 ページには申請地の位置を、4 ページから 6 ページには現地の写真を添付しておりますのでご覧ください。

以上、説明を終わります。

議長

ありがとうございます。

この農地については、8月7日に4番内田委員と8番愛甲推進委員が現地調査を行い、総会でも農地としての復旧が困難な原野として報告をしていただきましたので、今回は、報告を省略します。

ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(意見なし)

意見がありませんので、非農地証明を決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第 25 号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

では次に、議案第 26 号農地利用集積計画についてを上程い

いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは農地利用集積計画の決定についてを説明いたします。

こちらは、農地中間管理機構の特例事業でございます。

この事業は、熊本県農業公社を仲介して農地の売買を行うもので

す。譲渡人は公益財団法人熊本県農業公社、譲受人は資料をご確

認ください。

公社が買い受けていた農地を、新しく譲受人に売り渡される

流れです。

農地の所在については、8ページをご確認ください。

湯山字上本野にある農地2筆で、本野公民館の南東に位置し

ます。

7ページに戻っていただきまして、合計面積は2,497m<sup>2</sup>、

10a当たりの単価は400,481円、対価の合計として、

1,000,000円となります。

以上のとおりであります、

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、

①農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

②利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、

イ. 耕作又は用畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認めること。

ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること。

以上の各要件を満たしていると思われます。説明は以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、何か異議はありませんか。

(意見、異議なし)

異議がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第26号については、計画のとおり意見決定します。

提案した議案は以上のとおりでありますので、第9回農業委員会総会を閉会します。

( 13 時 38 分 )

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためここに証明する。

議長 那須利八

署名委員 藤田円香

署名委員 松田一洋